

(別添2)

大阪府泉佐野市
ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合 (%)

泉佐野市における小中学校数は小学校13校、中学校5校の計18校。

学校のネットワーク速度について、令和6年4月26日付で文部科学省より、学校規模毎の1校あたりの帯域の目安（以下、当面の推奨帯域）が示され、学校ごとのネットワークの課題把握を行い、課題がある場合にはその改善に取り組むように通知があり、学校のネットワークの改善を進めるために必要な事項を概括的に解説する「学校のネットワーク改善ガイドブック」が示された。

通知を受け、教育委員会では令和6年8月19日から同月28日の期間に、各学校のネットワーク速度について、当面の推奨帯域を満たしているか簡易帯域測定調査を実施した。

調査方法については、児童生徒が校内ネットワークを使用していない時間帯に各学年につき1教室ずつ、「学校のネットワーク改善ガイドブック」に掲載の簡易帯域測定サイト「iNoniusスピードテスト」を用いてネットワーク速度を測定。得られた結果に1.4を乗じた数値を校内ネットワークの入口の帯域と仮定し、これが当面の推奨帯域を満たしているか確認を行った。

調査結果は下記の通り、必要なネットワーク速度が確保できている学校数は小学校8校、中学校1校の計9校（50%）であった。

(単位：Mbps)

| | 最大値 | ×1.4 | 推奨帯域下限 | 可否 |
|--------|-----|------|--------|----|
| 第一小学校 | 305 | 427 | 408 | ○ |
| 第二小学校 | 315 | 441 | 538 | × |
| 第三小学校 | 281 | 393 | 270 | ○ |
| 日新小学校 | 298 | 417 | 496 | × |
| 北中小学校 | 310 | 434 | 408 | ○ |
| 長坂小学校 | 282 | 395 | 377 | ○ |
| 日根野小学校 | 257 | 360 | 594 | × |
| 大木小学校 | 323 | 452 | 108 | ○ |
| 上之郷小学校 | 332 | 465 | 270 | ○ |
| 長南小学校 | 330 | 462 | 437 | ○ |
| 末広小学校 | 323 | 452 | 437 | ○ |
| 佐野台小学校 | 256 | 358 | 377 | × |
| 中央小学校 | 311 | 435 | 496 | × |
| 佐野中学校 | 349 | 489 | 538 | × |
| 新池中学校 | 227 | 318 | 468 | × |
| 第三中学校 | 207 | 290 | 468 | × |
| 日根野中学校 | 287 | 402 | 496 | × |
| 長南中学校 | 334 | 468 | 270 | ○ |

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

令和6年8月 泉佐野市教育委員会による簡易帯域測定の実施。

令和7年1月 小中学校ネットワークアセスメント業務委託契約の締結。

(契約期間：令和7年3月31日まで)

令和7年2月 受託業者によるネットワークアセスメントの実施。

令和7年3月 ネットワークアセスメントによる課題の特定及び改善策の提示。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

令和7年3月31日までの期間で実施するネットワークアセスメント業務にて文部科学省が定める当面の推奨帯域と比較した際の現状の学校ネットワークにおける課題の特定及び改善策が明らかになる。なお、当面の推奨帯域は、同時に全ての授業において、多数の児童生徒が高頻度で端末を利活用する場合にも、ネットワークを原因とする支障がほぼ生じないとされる水準であることから、各校において全ての児童生徒が同時にアクセスポイントへ接続でき、授業におけるデジタル教科書や動画教材の活用及び全国学力・学習状況調査において致命的な遅延及び接続障害が発生しない状態を実現するための改善策を提示することを求めている。

提示された改善策について令和7年4月から実施の検討を開始し、文部科学省により「教育DXに係る当面のKPI」の一つとして、「必要なネットワーク速度を確保済の学校：100%（R7）」と示されていることから、令和8年3月までに対象校における改善策を完了させる。

令和7年3月 ネットワークアセスメントによる課題の特定及び改善策の提示。

令和7年4月 提示された改善策について実施の検討を開始。

令和8年3月 小中学校ネットワーク環境の改善を完了。

(3) ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

上記(1)及び(2)により、解決すべき課題が特定された場合、令和7年度中（令和8年3月末まで）に、その原因解消のため改善策を完了させる。